

資料 2

居宅介護支援事業所による 介護予防支援事業所の指定申請等について

令和6年11月21日
宇都宮市地域包括支援センター運営協議会説明資料

1. 介護予防支援の指定対象の拡大について (介護保険法施行規則の改正)



(1) 概要

令和6年4月からの介護保険法の改正により、要支援者に行う介護予防支援（要支援者のケアプラン作成等）について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所も市町村からの指定を受けて実施することが可能となった。

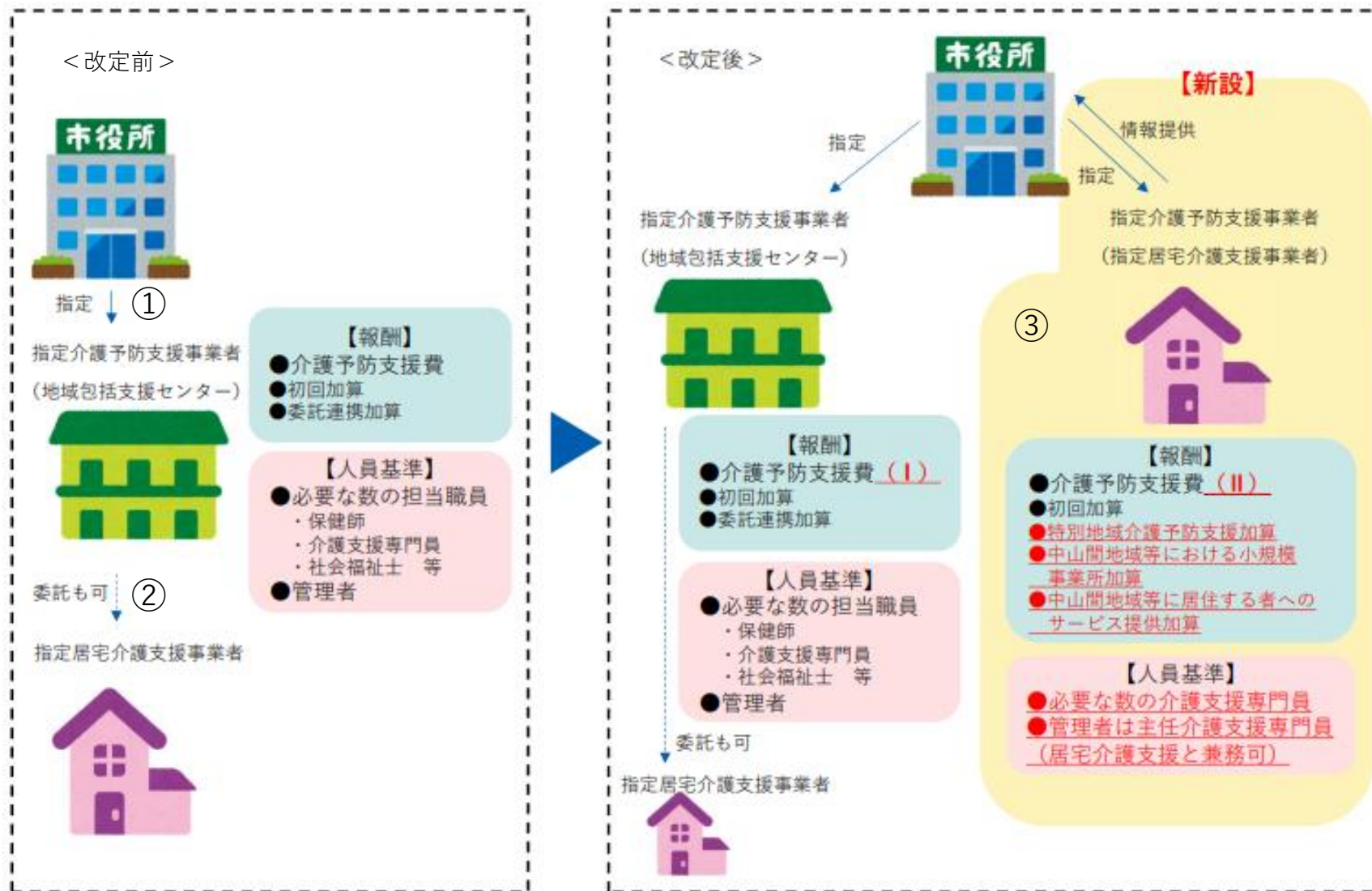
【介護保険法 第115条の22第1項】

(指定介護予防支援事業者の指定)

第五十八条第一項の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの設置者**又は指定居宅介護支援事業者の申請により**、介護予防支援事業を行う事業所（以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者（当該市町村が行う介護保険の住所地特例適用居宅要支援被保険者を除き、当該市町村の区域外に所在する住所地特例対象施設に入所している住所地適用居宅要支援被保険者を含む。）に対する介護予防サービス計画費及び特例介護予防サービス計画費の支給について、その効力を有する。

1. 介護予防支援の指定対象の拡大について (介護保険法施行規則の改正)

(2) 介護予防支援事業の流れ



【改定前】

- ①地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として介護予防サービス計画書を作成
- ②地域包括支援センターが居宅介護支援事業所へ指定介護予防支援の一部を委託

【改定後】

- ①, ②に加え, ③居宅介護支援事業所を指定介護予防支援事業所として市が指定し, 介護予防サービス計画書を作成

2. 指定に必要なとなる措置について

概要

介護予防支援の指定にあたり、関係者の意見を反映させるための必要な措置を講じる必要がある。（介護保険法 第115条の22第4項）

⇒ 本市における「反映させるために必要な措置」については、

宇都宮市地域包括支援センター運営協議会を経て講じるものとする。

※ 令和6年4～6月にすでに指定した事業所については、今回の協議会でいただいた意見を当該事業所へ伝える対応をとることとする。

※ 令和6年7～11月分は介護予防支援に係る新規申請はなし。

※ 令和6年12月以降の指定においては、当該協議会から意見をいただいた後に指定する。

【介護保険法 第115条の22第4項】

（指定介護予防支援事業者の指定）

市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3. 介護予防支援事業者指定について【報告事項】

令和6年4月～6月に介護予防支援事業者の指定を受けた事業所

○対象事業者

① ウェルスタイル宇都宮居宅介護支援事業所（株式会社フロンティア）

事業所所在地	宇都宮市花房一丁目15番2号 アッサンブラージュ1階
指定介護予防支援に係る委託	あり
居宅介護支援事業所の指定年月日	令和5年12月1日

② 居宅介護支援事業所 花音（合同会社トラスト）

事業所所在地	宇都宮市野沢町310番地1
指定介護予防支援に係る委託	あり
居宅介護支援事業所の指定年月日	平成24年5月1日

3. 介護予防支援事業者指定について【報告事項】

令和 6 年 4 月～ 6 月に介護予防支援事業者の指定を受けた事業所

○対象事業者

③ライフサポートつるた（合同会社アプローズライフ）

事業所所在地	宇都宮市鶴田町 9 7 番地 4 0
指定介護予防支援に係る委託	あり
居宅介護支援事業所の指定年月日	平成 2 9 年 1 1 月 1 日

④徳次郎居宅介護支援センター（社会福祉法人大門福祉会）

事業所所在地	宇都宮市徳次郎町 6 5 番地 8
指定介護予防支援に係る委託	あり
居宅介護支援事業所の指定年月日	平成 1 1 年 1 0 月 1 日

3. 介護予防支援事業者指定について【報告事項】

令和 6 年 4 月～ 6 月に介護予防支援事業者の指定を受けた事業所

○対象事業者

⑤ライフサポート明和（株式会社明和ケアサービス）

事業所所在地	宇都宮市台新田一丁目 1 3 番 1 2 号 S T サンシャインオフィス A-5 号室
指定介護予防支援に係る委託	あり
居宅介護支援事業所の指定年月日	平成 2 8 年 9 月 1 日

4. 今後の対応等

- ・ 令和 6 年 1 1 月 当該協議会開催
 - ⇒ すでに指定している事業所の報告・意見聴取
 - 必要に応じて指定済みの事業所へ意見を伝える
- 1 2 月 市ホームページ掲載，各事業者へ周知
 - ⇒ 以降の居宅介護支援事業所からの介護予防支援に係る
 - 指定申請分については，当該協議会から意見をいただいた
 - 後に指定